

令和8年度 第5回

上島町農業委員会
議 事 録

令和8年8月7日

開 会		令和8年8月7日 13時30分		
閉 会		令和8年8月7日 14時10分		
開 催 場 所		上島町岩城総合庁舎 2階 大ホール		
現 地 見回り	日 時	① 7/30 15:30	② 8/4 10:00	
	農業委員 推進委員	① 幸本 郁夫 委員	① 平岡 修 委員	① 小西 佳子 委員
		② 小西 佳子 委員	② 青木 俊樹 委員	② 岡辺 恒一 委員
	事 務 局	① ～③ 田名後高広		
出 席 委 員		古川 泰弘 委員	小西 佳子 委員	仲平 まゆみ 委員
		田中 一富 委員	砂川 勝利 委員	青木 俊樹 委員
		山上 耕司 委員	岡辺 恒一 委員	濱本 等 委員
		平岡 修 委員	古本 実 委員	中 哲夫 委員
		幸本 郁夫 委員	佐藤 美和 委員	
欠 席 委 員		村上 穂 委員		
職務のため出席した者の氏名		黒瀬 智貴	田名後 高広	村上 晃子
議 事 録 署 名 人		田中 一富 委員	仲平 まゆみ 委員	
議 事 の 概 要		日程第1	会議録署名委員の指名について	
		第1号議案	農地法第3条許可申請について(弓削上弓削)	
		第2号議案	非農地証明申請について(弓削上弓削)	
		第3号議案	非農地証明申請について(弓削佐島)	
		第4号議案	非農地証明申請について(生名)	
		第5号議案	非農地証明申請について(生名)	
		その他	前回の総会審議案件の処理状況について 他	

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
(開 会)	事務局長	定刻となりましたので、ただ今より令和8年度第5回上島町農業委員会総会を開会致します。
		本日は、村上委員が欠席です。本日の出席委員数は農業委員7名、推進委員7名です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。
		それでは、はじめに古川会長より招集の挨拶をお願いします。
		(開会挨拶)
会長挨拶	会 長	それではこれより、上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。
	事務局長	それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。
日程第1	議 長	田中委員、仲平委員、よろしくお願いします。
		それでは議案審議に入ります。第1号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。
第1号議案	議 長	(内容説明)
	事務局	農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合。となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第1号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された幸本委員の説明を求めます。
	幸本委員	7月30日に事務局と上弓削の現地を確認しました。523番、801番、1432番、1624番を見たんですが、共同でやっているのか、全部柵をしていました。1か所、1624番だけ柵はしているんですけど、そこだけ草が残っている状態で、隣はちゃんと草を刈っているんですが、細長くあるような形で草が残っていました。でもそんなに草も極端に生えていないので、耕作できると思います。以上です。
審 議	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見ご質問はございませんか。
	各委員	(意見なし)
採 決	議 長	それでは、第1号議案を賛成の方は、挙手をお願いします。
	各委員	(全員挙手)

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	議 長	全員賛成ということで、許可いたします。
第2号議案	議 長	それでは第2号議案、非農地証明申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		非農地として判断する基準として国から示された「農地法の運用について」のその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、「農業振興地域制度に関するガイドライン」の当該土地を農用地から除外する条件として、① 農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地であること。② 周辺の農業用施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないこと、また周辺の農用地等において土砂の流出・崩壊等の災害を発生させる恐れがないことなど、周辺の農業生産に悪影響を及ぼす恐れがない土地であること。以上のことから、非農地の認定基準に該当していると判断されます。第2号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された幸本委員、平岡委員、小西委員の説明を求めます。
	幸本委員	7月30日に平岡委員と事務局と3名で非農地の現地を確認しました。見るからに山になっている状態で、道からも通ることができない状態にして、結局、ドローンの写真と航空写真で確認して、これは無理ということで、非農地にしていきたいと、現地確認しました。
	平岡委員	事務局と一緒にしてきました。幸本委員が言ったように、実際に入れませんので、離れたところからドローンで確認しました。雑木茂っていますので農地としては無理だと思います。以上です。
	小西委員	お二人の委員がおっしゃっていたように、重機も入れるような土地ではないので、草も雑木も生えているので、非農地と判断させていただきます。
審 議	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見ご質問はございませんか。
	各委員	(意見なし)
採 決	議長	ないようですので、第2号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、非農地である旨証明いたします。
第3号議案	議 長	それでは、議案審議に入ります。第3号議案、非農地証明申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		非農地として判断する基準として国から示された「農地法の運用につい

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		て」のその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、「農業振興地域制度に関するガイドライン」の当該土地を農用地から除外する条件として、① 農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地であること。②周辺の農業用施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないこと、また周辺の農用地等において土砂の流出・崩壊等の災害を発生させる恐れがないことなど、周辺の農業生産に悪影響を及ぼす恐れがない土地であること。以上のことから、非農地の認定基準に該当していると判断されます。第3号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された小西委員、青木委員、岡辺委員の説明を求めます。
	小西委員	8月4日に青木委員と岡辺委員、事務局と現地確認に行っていました。この写真を見ていただいたらいいんですけども、私が知っている限りでは、4, 50年、この方は佐島のほうに帰ってませんし、親戚もおりませんし、見た限り、畑がどこにあるか分からないような状態ですので、非農地として判断させていただきます。以上です。
	青木委員	8月4日に事務局と小西委員、岡辺委員と現地確認に行ってきました。小西委員の説明でもあったとおり、畑としては使われておらず、現在、周辺の畑もほぼ荒れている状態なので、非農地として問題ないと思います。以上です。
	岡辺委員	8月4日、小西委員と青木委員、事務局と現地確認に行ってきました。現地写真のとおり、雑木がかなり生えておりまして、耕作地にするには、重機を入れてという格好になると思うんですが、隣、近所、耕作地は見当たらない状況なので、非農地の申請はやむを得ないと思います。以上です。
審 議	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	各委員	(意見なし)
採 決	議 長	それでは、第3号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、非農地である旨証明いたします。
第4号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第4号議案、非農地証明申請について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		非農地として判断する基準として国から示された「農地法の運用について」のその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、「農業振興地域制度に関するガイドライン」の当該土地を農用地から除外する条件として、① 農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地であること。②周辺の農業用施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないこと、また周辺の農用地等において土砂の流出・崩壊等の災害を発生させる恐れがないことなど、周辺の農業生産に悪影響を及ぼす恐れがない土地であること。以上のことから、非農地の認定基準に該当していると判断されます。第4号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された岡辺委員、青木委員、小西委員の説明を求めます。
	岡辺委員	8月4日小西委員、青木委員、事務局と現地確認に行ってきました。現地は写真のとおり雑木が生えて、カズラがものすごく茂っておりまして、耕作地になるような状況ではございません。写真の奥に家があるんですが、それも見えないくらい茂っておりますので、非農地の申請はやむを得ないと思います。以上です
	青木委員	8月4日、現地を見てまいりました。岡辺委員の説明のとおり、こちら道沿いの土地なんですけど、非常に荒れていて畑に戻すには非常に困難だと思います。以上です。
	小西委員	8月4日、現地確認に行ってきました。先ほど岡辺委員がおっしゃっていた通り、カズラでどうしてもなくて、畑になるような状況ではありませんので非農地として判断してもいいと思います。以上です。
審 議	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	各委員	(意見なし)
採 決	議 長	それでは第4号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、非農地である旨証明いたします。
第5号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第 5 号議案、非農地証明について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		非農地として判断する基準として国から示された「農地法の運用について」のその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、「農業振興地域制度に関するガイドライン」の当該土地を農用地から除外する条件として、① 農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれ

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		がない土地であること。②周辺の農業用施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないこと、また周辺の農用地等において土砂の流出・崩壊等の災害を発生させる恐れがないことなど、周辺の農業生産に悪影響を及ぼす恐れがない土地であること。以上のことから、非農地の認定基準に該当していると判断されます。第5号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された岡辺委員、青木委員、小西委員の説明を求めます。
	岡辺委員	8月4日、現地確認に行ってきました。写真のとおり、ここの土地も雑木が生えてカズラが茂っている状況です。4号議案の土地の隣でございますので、4号議案と同様に非農地申請はやむを得ないと思います。以上です。
	青木委員	8月4日現地確認してまいりました。岡辺委員の説明にあったとおり。先ほどの4号議案の隣り合った土地で、同じような状況で、農地に戻すには困難だと思います。以上です。
	小西委員	8月4日に両委員と事務局と現地確認に行つてまいりました。カズラが電信柱にも巻き込んでどうしようもないような状態です。4号議案と同じようにこの土地も非農地として判断したいと思います。以上です。
審 議	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	古本委員	ちょっと。審議とは関係ないんですけど。4号議案、5号議案合わせていくと、予想すると、売買で買って農地を外して、そのあと、審議とは関係ないんですが、そういう風に予想するんですが。そこをかう人がいて、非農地だったんで売買という風に予想するんですが。
	事務局	実はですね、三秀園の土地なんですが、麻生イトさんの身内の方が、年に1回、祭りがあって、毎年来るたびに、この土地をきれいにしたいという意向があって、三秀園を買い取り、その周辺の2筆が草がぼうぼうでカズラも垂れ下がってきて、きれいにしたいということで。
	古本委員	きれいになるということですね。審議と関係ないことで、申し訳ない。
採 決	議 長	他にございませんでしょうか。それでは5号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成ということで、非農地である旨証明いたします。
(閉 会)	議 長	それでは、以上をもちまして令和8年度第5回農業委員会総会を終了いたします。

